

(2/22 未) 稲

沖縄県名護市辺野古の米軍新施
地建設で大連携の埋む止手を定め
域にある軟弱地盤の改良工事を強
行するため、玉城子二一知事からの
権限を取り上げ、青崎鉄夫国土交
通相が防衛省辺野古防衛局の設計變
更申請を承認する「代執行」に面
けた裁判で、福岡高裁那覇支部は
國の主張を追認する不当判決を宣
し渡しました。知事は2月20日までに
設計變更申請を承認するより命
じ、応じなければ代執行が可能だ
なります。新基地建設反対の民衆
を無視して、憲法が保障する地方自
治の本旨や民主主義を踏みにじる
選挙は断じて許されません。

国にこそ公益を著しく侵害
裁判では、知事が想つてから設
計變更申請の不承認につづいて、や

辺野古古代執行判決

主張

れを放棄する上記の通りに公益を
著しくして、地方自治法上ので
ある軟弱地盤の改良工事を強
行するため、玉城子二一知事からの
権限を取り上げ、青崎鉄夫国土交
通相が防衛省辺野古防衛局の設計變
更申請を承認する「代執行」に面
けた裁判で、福岡高裁那覇支部は

判決は「辺野古移設が唯一の解
決策」しかし國に過度の不承認
が放棄されれば普天間基地の危険
性は除去されず、「社会公共の利

益を保護するには極めて難しく」
あります。その間、普天間基地は
固定化され、早期の危険性の除去
にはつながりません。
普天間基地の危険性を放置して、
もつ一つの争点は、知事の設計
変更申請の不承認に

ついて代執行手続者
以外の方法で是正す
るか困難かです。
かでした。

それは「今後、十数年にわた
って是正せねばならぬ…(理あり)」
かでした。

益を放棄する「ない」断つました。きたのは國に極めさせど、19
年を無視して、憲法が保障する地方自
治の本旨や民主主義を踏みにじる
選挙は断じて許されません。

辺野古新基地建設は既に設
立の上、「県内移設」＝辺野古新
基地建設の承認が得られたとしても
運用開始までに辺野古防衛局の詰解
でも12年かかります。しかも、軟
弱地盤の改良工事は前例のなじ深
度の大規模な難工事になるため、
その後の米軍統治、本土復帰を経

て今日に至るまで、基地被覆される
以外の方法で國が求める対話を
設立の問題」が公的ない訴えがあ
りました。しかし、判決は國の主張を
した。一方で判決は、最後に付箋
として、辺野古新基地建設を遙
い過度の不承認(國も厭が)交渉を
重ねる上記を通じて抜本的解決の
図られたといふ強い墨あれさ」
たむほは單大です。

不当性は明白 たたかいは続く

変更申請の不承認に
ついて代執行手続者
以外の方法で是正す
るか困難かです。
それは「今後、十数年にわた
って是正せねばならぬ…(理あり)」
かでした。

それは「今後、十数年にわた
って是正せねばならぬ…(理あり)」
かでした。

辺野古新基地建設は既に設
立の上、「県内移設」＝辺野古新
基地建設の問題を解決するため
の対話を設けるよう町に求められ
ました。しかし、國は「切迫
したが、悲惨な沖縄戦を経験し、
じず、代執行に至りつゝあるのは
到底認められない」と語りました。
これが止まらないであらざる。